



ペーパーレスによる業務効率化

在宅勤務を実施する上で欠かせないものとして「ペーパーレス化」が注目されています。政府が「押印についてのQ&A」によって、契約書には必ずしもハンコが必要ではないと見解を示したことも話題となりました。

ペーパーレス化のメリット

ペーパーレス化は、在宅勤務がしやすいということ以外にも次のようなメリットがあります。

・業務効率化

情報共有しやすい。検索が容易。情報の修正・アップデートが容易。

・コスト削減

印刷コストや保管コストの削減。

・セキュリティ強化

アクセス権限の設定などセキュリティ対策を講じやすい。

ペーパーレス化を成功させるには

メリットが大きいことはわかっています。

でも、「紙の方が見やすい」「書き込みやすい」といった理由から導入が進まなかったという企業も多いでしょう。

ペーパーレス化に成功した企業の事例を見ると、タブレット端末やペーパーレス会議システムを導入するなど見やすくするための工夫がおこなわれていることがわかります。

紙の資料に近い感覚

A社では、経営会議が毎回半日以上かかるなど、長すぎることが課題となっていました。会議時間を2時間までと決めましたが、それを実現するには参加者全員が事前に資料に目を通しておく必要があります。

ペーパーレス会議システムを導入することで、膨大な資料印刷や配布の手間が省け、他支店にいる参加者も事前に資料を確認できるようになりました。資料に訂正が入った場合も瞬時に対応できます。

会議資料はタブレット端末で閲覧しますが、端末には資料が保存されない仕組みです。タブレットはパソコンよりも紙の資料に近い感覚で直感的に操作できる上、手書きで資料に書き込むことができます。会議中に発表者が資料にラインを引いて該当箇所を指し示すことができ、紙よりもわかりやすく好評だといいます。

稟議の承認が迅速に

B社では、育児中の社員が在宅勤務をできるようにクラウド化を進めました。全員のデータがクラウドに集約されているため探しやすく、担当者不在でも互いにカバーできるようになったと言います。

稟議システムも導入し、これまで1~2週間かかっていた稟議の承認が、上司が出張中でも迅速に決済されるようになりました。

● 労務ひとこと

今年6月（中小企業は令和4年4月）より企業にパワハラ防止対策が義務付けられています。

これにともない、損害保険各社が「雇用慣行賠償責任保険」の補償範囲を拡充する動きが広がっているようです。

職場でのパワハラについては、パワハラ行為をおこなった本人だけでなく、会社に損害賠償などの金銭的負担が生じることもあります。被害

者が訴訟を起こした場合、会社がパワハラ対策等をおこなっていないと認められれば、使用者責任や職場環境配慮義務違反にもとづく損害賠償

場合の賠償金等を補償してくれる保険です。

補償範囲は各保険会社の保険商品によってさまざまですが、パワハラのほかケアハラ（家族を介護しながら働く労働者への嫌がらせ）やマタハラ（妊娠・育児中の女性労働者への嫌がらせ）も補償対象に追加したり、子会社の従業員から損害賠償を請求された場合も含めるなど、ハラスメントに対する補償範囲が多様化しています。

ハラスメント保険 拡充の動き

責任を負うことになるのです。

雇用慣行賠償責任保険は会社が従業員から不当解雇や差別、セクハラなどを理由に損害賠償を請求された